

離婚届 (記載例)

訂正する場合は、二重線で消して、正しい内容を書いてください。さらに、欄外に署名をしてください。

届出人署名欄に押印した場合は、訂正の二重線の上に、署名欄の押印と同じ印で訂正印を押してください。

修正液や修正テープは使用しないでください。

朱線部訂正
訂正署名又は押印

夫
富士
妻
富士花子

夫婦の話し合いによる離婚
⇒協議離婚

裁判所で成立・確定した離婚
⇒調停・審判・和解・請求の認諾・判決

婚姻時に氏が変わった方は、離婚届の際に氏をもとにもどすかまたは現在の氏のままにするかを選ぶことができます。

※この欄の詳しい書き方は、裏面をご覧ください。

未成年の子がいるときは、親権者について決める必要があります。単独親権となる場合は親権者となる方が子の氏名をそれぞれフルネームで書いてください。父母が共同親権者となる場合はどちらの方でも結構ですので子の氏名をそれぞれフルネームで書いてください。なお、親権者について家事審判等の申立て中の方はどちらの方でも結構ですので該当箇所の子の氏名をそれぞれフルネームで書いてください。

※親権を決めても子の戸籍は変わりません。子の戸籍の異動を希望する場合は、離婚届出後に別の手続きが必要です。

離婚届		受理 令和 年 月 日	第 号
令和 年 月 日 届出		通知(送付) 令和 年 月 日	第 号
長 殿		吉観調査	戸籍記載
(フリガナ) 夫 フジ タロウ	妻 フジ ハナコ		
(1) 氏 名	富士 太郎	富士 花子	
生 年 月 日	53 年 5 月 5 日	52 年 2 月 2 日	
住 所	静岡県富士市米之宮町 288 番地	静岡県富士市高嶺町 6 番 3 号	
本 籍	静岡県富士市米之宮町 288 番地		
(2) (外国人のときは国籍だけを記入してください)	筆頭者の氏名 富士 太郎		
父母及び養父母の氏名	夫の父 富士 一	続き柄 長男	妻の父 静岡 一男
父母との続き柄	母 富士 正子	続き柄 長男	母 静岡 梅
(右記の養父母以外にも養父母がいる場合には、その他の欄に記入してください)	養父	続き柄 養子	養父
	養母	続き柄 養女	
(3) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚	<input type="checkbox"/> 和解	年 月 日 成立
(4) 離婚の種別	<input type="checkbox"/> 調停	<input type="checkbox"/> 請求の認諾	年 月 日 認諾
	<input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 判決	年 月 日 確定
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫	<input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる	
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻	<input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	
(5) 未成年の子の氏名	静岡 桜子	筆頭者の氏名 シズオカ ハナコ	静岡 花子
父母双方が親権を行う子	富士 桜子		
父(夫)が親権を行う子	富士 二太		
母(妻)が親権を行う子	富士 一太		
親権者の指定を求める家事審判又は家事調停の申立てがされている子	富士 三太		
(6) 大	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使すること	妻	<input checked="" type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使すること
(7) 大	<input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使すること	妻	<input type="checkbox"/> 離婚後も共同で親権を行使すること又は単独で親権を行使すること

【重要】親権者を決める場合は、夫婦がそれぞれ必ず☑を記入してください。記入がない場合、受付ができない場合があります。

そのほかに必要なもの
調停離婚のとき→調停調書の原本
審判離婚のとき→審判書の原本と確定証明書
和解離婚のとき→和解調書の原本
認諾離婚のとき→認諾調書の原本
判決離婚のとき→判決書の原本と確定証明書

事件簿番号

- 届出に必要なもの
- ①離婚届書
 - ②来庁する方の写真付本人確認書類(運転免許証等)
 - ③印鑑(押印した場合)
 - ④裁判所で成立・確定した離婚の場合は、調停調書・審判書等の謄本(審判・判決のときは確定証明書も必要)
 - ⑤国民健康保険資格確認書等、こども医療費受給者証、後期高齢者医療資格確認書等、介護保険被保険者証、マイナンバーカード
- (開庁時間内に市民課窓口へ届出をする場合で、夫・妻・同居者のうち富士市に住所がある方の分。同居者についても処理が必要な場合があるため、同居者の分も可能な限りお持ちください。)

(6) 同居の期間	平成25年10月から	令和6年9月まで
(7) 別居する前の住所	静岡県富士市米之宮町 288 番地	コーポ201号
(8) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用労働者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用労働者世帯及び会社団体の役員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯 <small>(国勢調査の年… 年…の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください)</small>	
(9) 夫妻の職業	夫の職業	妻の職業
その他		
届出人署名(※押印は任意)	夫 富士 太郎	妻 富士 花子

証人 (協議離婚のときだけ必要です)	
署名(※押印は任意)	鷹岡 花子 印
生 年 月 日	昭和51年 5 月 1 日
住 所	静岡県富士市久沢836番地の1 MCアパート105号
本 籍	静岡県富士市久沢 836 番地 1
	今泉 三郎 印
	昭和57年 7 月 7 日
	静岡県富士市今泉 7丁目12番37号
	静岡県富士市今泉 12 番地

☐には、あてはまるものに☑のようにしるしをつけてください。
今後も離婚の際に称していた氏を称する場合には、左の欄には何も記載しないでください(この場合にはこの離婚届と同様に別の届書を提出する必要があります)。
同居を始めたときの年月は、結婚式をあげた年月または同居を始めた年月のうち早いほうを書いてください。
届け出られた事項は、人口動態調査(統計法に基づく基幹統計調査、厚生労働省所管)にも用いられます。

未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について

取決めをしている。 まだ、決めていない。
子育ての分担：子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について

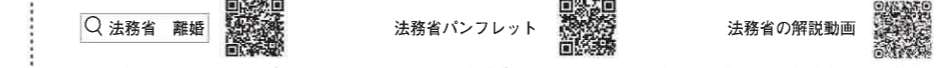
取決めをしている。 まだ、決めていない。
親子交流：未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の☐のあてはまるものしるしをつけてください。

養育費の分担について

取決めをしている。 まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
養育費：経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイト内にも掲載しています。



日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

必ず本人が署名してください。

押印(任意)する場合、印鑑は夫妻別々の印鑑で、シャチハタ等のスタンプ印は使用しないでください。

協議離婚(裁判所で成立・確定ではなく夫婦の話し合いによる離婚)の場合、証人は、成人2名の署名が必要です。

当事者以外であれば、親、兄弟、親戚、友人等どなたでも構いません。

氏名・生年月日・住所・本籍をすべて、証人本人が記入してください。外国人の場合は本籍の代わりに国籍を記入してください。

記入誤りや不明であることを理由に未記入があった場合、受付できませんのでご注意ください。

取り決めている内容について☑してください。

離婚後の氏について

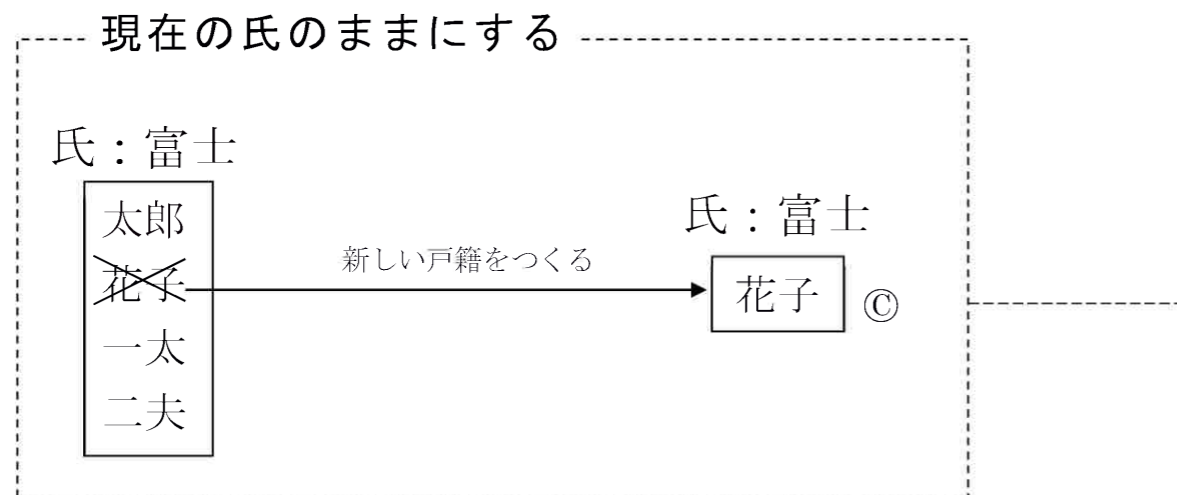
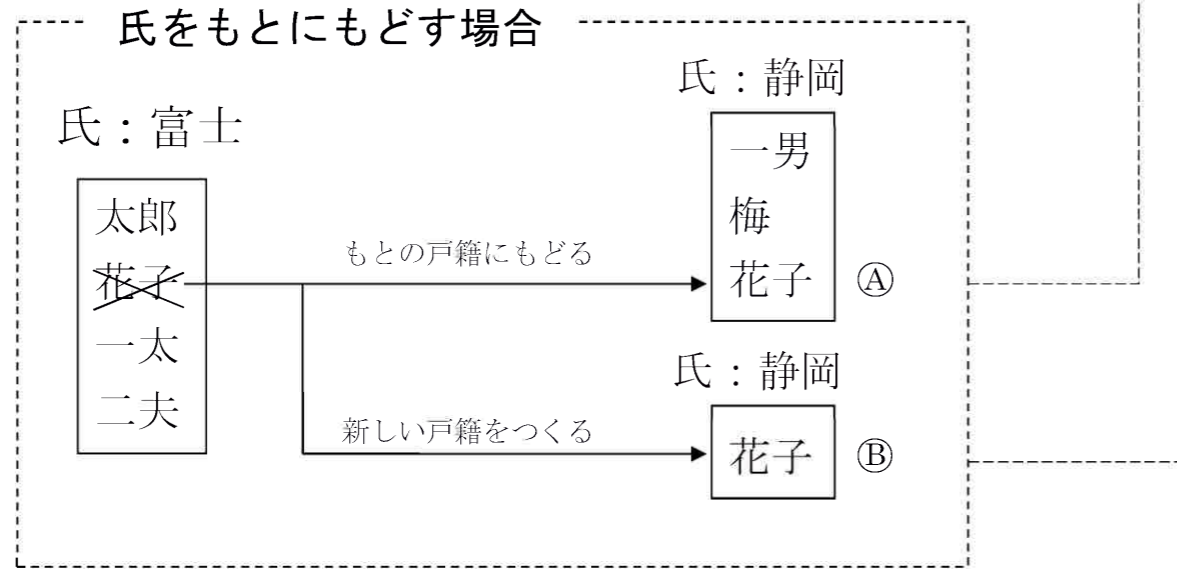
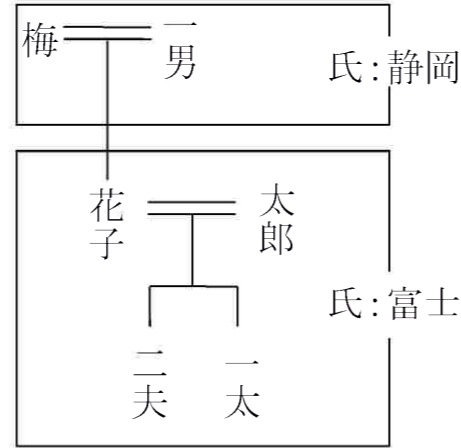
離婚届書中「婚姻前の氏にもどる者の本籍」欄の書き方

婚姻時に氏が変わった方は、離婚届の際に氏をもとにもどすか、または現在の氏のままにするかを選択することができます。

氏をもとにもどす場合、婚姻前のもとの戸籍にもどるか、あるいは自分だけの新しい戸籍をつくるかについても選択することができます。

現在の氏のままにする場合、自分だけの戸籍を新しく作ります。ここでは、右の例をもとにそれぞれの場合について戸籍異動のイメージと書き方を示します。

例：富士花子（旧姓：静岡）が太郎と離婚する



① 氏をもとにもどして、もとの戸籍にもどる場合

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input checked="" type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
静岡県富士市富士見台6丁目1番 (番地) 1 (よみかた) しずおか かずお 筆頭者の氏名 静岡 一男	

婚姻する直前の戸籍にもどります。

② 氏をもとにもどして、新しい戸籍をつくる場合

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる
	<input checked="" type="checkbox"/> 妻 は <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
静岡県富士市高嶺町6番 (番地) (よみかた) しずおか はなこ 筆頭者の氏名 静岡 花子	

③ 現在の氏のままにする場合

婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 は <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる
	<input type="checkbox"/> 妻 は <input type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる
番地 (よみかた) 筆頭者の氏名	

この欄には何も記入しないでください。代わりに「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」の届出を同時に行います。

<注意事項>

- ※ 離婚届の際にもとの氏にもどしても、3ヶ月以内に「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」の届出をすれば婚姻時の氏を再び名乗ることができます。
- ※ 「離婚の際に称していた氏を称する届（戸籍法77条の2の届）」の届出をして婚姻時の氏を名乗り、その後で婚姻前の氏にもどそうとする場合、家庭裁判所の許可が必要です。
- ※ 子どもの戸籍の異動を希望する場合、離婚届とは別の手続きが必要です。

ご不明な点があれば、事前にお問い合わせください。

富士市役所市民課戸籍住民担当 0545-55-2749 (直通)